

## 不祥事根絶のための校内ルール

本校教職員は、学校教育に携わる者として、コンプライアンスを遵守し、児童生徒、保護者、地域社会との信頼関係を高め、教育活動に専念します。そのために、以下のとおりの校内ルール 定め、本校に勤務する全ての教職員が共通認識のもとで行動し、不祥事が生じないようにしていきます。

### 1 児童生徒の個別指導に関すること

- ・ 個別指導する際は、できる限り、複数人で対応する。
- ・ 日常生活の指導での排泄、着替え等は基本同性での支援を行う。
- ・ 不適切な指導、体罰等に繋がらないように言動に注意する。
- ・ 電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。
- ・ 児童生徒、保護者に連絡する場合は、原則、学校電話及び学校携帯から連絡する。

### 2 個人情報の取扱いに関すること

- ・ 個人情報に関しては、原則校外に持ち出さない、やむを得ず持ち出す場合は、管理職の許可を得て、適切に取り扱う。
- ・ 個人情報を含む配付物を連絡帳袋等で 持たせる場合は、誤配付防止のため、必ず複数人で確認する。
- ・ 児童生徒の名前、写真等を HP 等に掲載する場合は、必ず保護者の了承を得ることとする。
- ・ 複数人のメールを送る場合は、BCC を使って行う。また、誤送信防止のため、送信前に複数人でメールアドレス等を確認する。

### 3 校内の環境に関すること

- ・ 毎月の安全点検、週番の見回りや学年で使用する教室の清掃等で破損箇所等を複数人で確認し、異状がある場合、速やかに管理職へ報告する。
- ・ 校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行い、校内環境整備に努める。

### 4 交通に関すること交通に関すること

- ・ 飲酒する場合は、車を使用しない。車を使用している人には飲酒を勧めない。また、車を翌日運転する場合には、深酒をさける。
- ・ 交通法規を遵守し、交通事故を起こさない、遭わないように気をつける。万が一、事故を起こしたり、遭ってしまったたりした場合、怪我人の救護、警察への連絡等、適切な対応を取り、誠意ある行動を心がけ、その後、速やかに管理職に報告する。

## 5 校内外の相談・連絡体制の関すること

- ・児童生徒や教職員が相談しやすい環境を整える。
- ・児童生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の関係機関等と連携する。(必要に応じて支援会議を開催する。)

## 6 コンプライアンス研修（リスクマネジメント・風通しの良い職場づくり）に関する事

- ・全体研修（講演等）、グループ研修（学年・グループ）、伝達研修（運営委員会、職員会議）等を様々な形態の研修を実施する。
- ・毎月、最終学年会でチェックシートを活用し、指導の振りを行う。
- ・教職員への「県コンプライアンスだより」の周知徹底及び活用した研修を実施する。
- ・教職員は、学期1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を活用して、自己点検を行う。